

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する修正案

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七条第三項中「ときは」の下に「、あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに」を加える。